

番号	項目	一般法（個人情報保護法，行政機関個人情報保護法，独 法等個人情報保護法）	番号法第29条（情報提供等記録を除く 特定個人情報についての特例）	番号法第30条（情報提供等記 録についての特例）
(1)	対象の範囲	個人情報（生存する個人に関する情報で，氏名，生年月 日等により特定の個人を識別することができるもの）	特定個人情報（マイナンバーを含む個人 情報）から情報提供等記録を除いた部分	情報提供等記録
(2)	目的外利用	①法令に基づく場合 ②本人の同意があるとき ③法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で相当な 理由をもって内部利用するとき	①人の生命，身体，財産の保護に必要で， 本人同意があるか，同意を得ることが困 難なとき ②金融機関等の激甚災害時の金銭支払	目的外利用を禁止
(3)	外部提供	上記の①～③に加え，④ 統計作成や学术研究のため， 明らかに本人の利益になるとき，その他特別の理由があ るときは，外部提供が可能	番号法第19条各号の事務（情報提供ネットワーク，安全措置が講じられ ている方法）に限定	
(4)	開示請求者	①本人 ②未成年者または成年被後見人の法定代理人	左記の①，②に加え， ③任意代理人（本人の委任による代理人）からの請求が可能	
(5)	他法令の開示制度 との調整	他法令で同一方法の開示制度がある場合は他法令を優 先する等の調整規定あり。	他の法令による開示制度との調整規定を除外 （他法令と重複して開示を実施）	
(6)	開示手数料	減免の規定なし	経済困難などを理由に減免が可能	
(7)	訂正請求者	①本人 ②未成年者または成年被後見人の法定代理人	左記の①，②に加え， ③任意代理人（本人の委任による代理人）からの請求が可能	
(8)	訂正の通知先	保有個人情報の提供先に通知	左に同じ	総務大臣および情報照会者ま たは情報提供者に通知
(9)	利用停止請求者	①本人 ②未成年者または成年被後見人の法定代理人	左記の①，②に加え， ③任意代理人からの請求が可能	利用停止請求を禁止
(10)	利用停止等の事由	①適法に取得されたものでないとき ②利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保 有しているとき ③利用制限に対する違反 ④ 提供制限に対する違反	左記の①～④に加え，利用停止等の請求 事由を追加 ⑤収集制限・保管制限に対する違反 ⑥ファイル作成制限に対する違反	
(11)	開示・訂正の移送	正当な理由があるときは協議の上，移送可能	左に同じ	事案移送を禁止

2 条例の改正要旨

(1) 定義について（条例第2条関係）

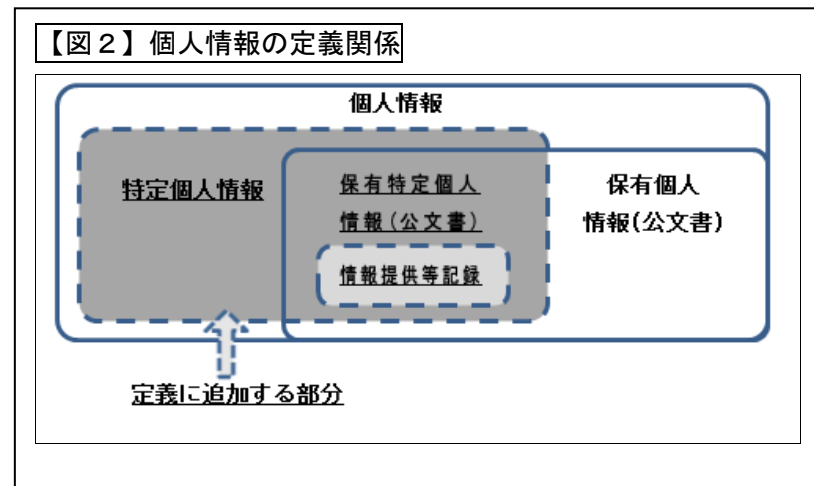
ア 特定個人情報における「死者」の取扱いについて

番号法第2条では、個人情報の定義を、一般法を引用することで「生存する個人に関する情報」としています。一方、条例第2条の個人情報の定義は、「生存する」の字句が省かれており、「死者に関する個人情報」を含めて保護の対象としている点が、番号法と異なっています。

しかし、マイナンバーの保護措置を規定した番号法第12条では、死者に関するものを含めて対象としていることから、条例が番号法より広く個人情報を定義しているとしても運用上の混乱は生じないと考えられるため、改正を要しないものとします。

イ 定義の追加について

番号法による取扱いを明確に表すため、「特定個人情報」、「情報提供等記録」および「保有特定個人情報」の定義を加えます。【図2参照】



(2) 目的外利用について（条例第7条の2，第7条の4関係）

番号法第29条では、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を目的外利用することができる場合を次のとおり限定しています。

- ① 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ② 激甚災害時であって番号法第9条第4項に規定された要件を満たすとき。

このうち、②は金融機関等が預貯金等の支払いに利用することを想定したものですので、①のみを条例改正の対象とします。

番号法第30条では、情報提供等記録の目的外利用を認めていないので、同様の改正を行います。

(3) 外部提供について（条例第7条の3，第9条関係）

番号法第29条および第30条では、特定個人情報を外部提供することができる場合を同法第19条各号のいずれかに該当する場合に限定していますので条例第7条の3を加える改正を行います。

なお、番号法第19条第7号により情報提供ネットワークシステムを用いて行われる外部提供は、条例第9条（オンライン結合による提供の制限）で「法令等の規定に基づき提供する場合を除き、～提供してはならない。」と規定されていますので、改正することなく実施できるものです。

(4) 開示請求者について（条例第14条関係）

番号法第29条および第30条では、特定個人情報の開示を請求できる者に任意代理人（本人の委任による代理人）を加えていますので、同様の改正を行います。

(5) 他の法令による開示の実施との調整について（条例第26条関係）

番号法附則第6条では、個人が自己の特定個人情報を容易に確認できる仕組みとして、情報提供等記録開示システム（以下「マイナポータル」という。）を新設することとし、また、同法第29条および第30条では、マイナポータルと既定の制度とを調整することなく、特定個人情報を開示するように定めています。

条例第26条では、他の法令において条例と同一の方法で開示される個人情報は、条例による開示をしないこととしていますが、マイナポータルによる特定個人情報の開示方法は適用されませんので、本条を改正することなく規定の制度による開示が可能であると考えます。

しかし、番号法による取扱いを明確にするため、条例第26条については、他の法令との調整の対象から特定個人情報を除外する旨の改正を行うものとします。

(6) 開示手数料について（条例第27条関係）

番号法第29条および第30条では、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは開示手数料を減額または免除することを可能としていますが、現在の条例第27条では開示手数料を無料としていますので、改正は要しないものとします。

なお、写しの交付を受ける場合には当該費用の負担についての取扱いを別に定めていますが、負担を求める額が低廉（複写機により複写したもの（用紙A3版以下）白黒1枚につき10円等）であることから、見直しは行わないものとします。

(7) 訂正請求者について（条例第28条第2項関係）

番号法第29条では、特定個人情報（情報提供等記録を除く）の訂正を請求できる者に任意代理人（本人の委任による代理人）を加えていますので、同様の取扱いとします。なお、条例第28条第2項は、条例第14条第2項（開示請求者）を準用しているので、当該条文の改正はありません。

(8) 訂正の通知について（条例第35条関係）

番号法第30条では、情報提供等記録を訂正した場合は、総務大臣および同法第19条第7号の情報照会者または情報提供者に通知することとしていますので、同様の改正を行います。

(9) 利用停止等請求者について（条例第36条第2項関係）

番号法第29条では、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止等を請求できる者に任意代理人（本人の委任による代理人）を加えていますので、同様の取扱いとします。なお、条例第36条第2項は、条例第14条第2項（開示請求者）を準用しているため、当該条文の改正はありません。

番号法第30条では、情報提供等記録の利用停止等の請求を認めていないため、同様の改正を行います。

(10) 利用停止等の請求事由について（条例第36条関係）

番号法第29条では、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止等の請求をすることができる事由を次のとおり追加していますので、同様の改正を行います。

①利用の停止または消去

- ・ 条例第7条の2（目的外利用の制限）の改正規定に違反したとき
- ・ 番号法第20条（特定個人情報の収集・保管の制限）、番号法第28条（特定個人情報ファイルの作成の制限）の規定に違反したとき

②提供の停止

- ・ 条例第7条の3（番号法第19条（特定個人情報の提供の制限））の規定に違反したとき

(11) 開示・訂正時の移送について（条例第23条、第34条関係）

番号法第30条では、情報提供等記録に対する開示および訂正の請求に係る事案については、移送することを認めていませんので、同様の改正とします。

3 今後の予定

○平成27年9月議会 坂出市個人情報保護条例の一部改正議案の上程・審査・採決

○平成27年10月5日 坂出市個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行（情報提供等記録に係る改正については、平成29年1月施行予定）

略称の説明

- | | |
|---------------|---|
| ① 番号法 | … 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律 |
| ② 個人情報保護法 | … 個人情報の保護に関する法律 |
| ③ 行政機関個人情報保護法 | … 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 |
| ④ 独法等個人情報保護法 | … 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 |
| ⑤ 一般法 | … ②個人情報保護法、③行政機関個人情報保護法および④独法等個人情報保護法の3法を総称したもの |
| ⑥ 条例 | … 坂出市個人情報保護条例 |